

K S K 2 移行に伴う周知事項等について

令和8年6月
国税庁
税理士監理室

1 申告書等の様式変更

1 - 1 申告書等の様式変更

- 一部の書面申告書等について、AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うため、レイアウトを変更します。
※ 「控用」は、なくなります。
- 現行の様式との比較は、以下のとおりです。
- 書面申告の場合、AI-OCR様式の受付開始後は、最新のAI-OCR様式で提出をお願いします。
※ e-Tax申告を推進しています。ベンダーソフトから非AI-OCR様式が出力される場合などには、非AI-OCR様式でも提出はできますが、多くのメリットがあるe-Tax申告のご利用をお願いします。
※ 過去に入手した申告書等については、様式の内容自体が変更されている場合がありますので、国税庁ホームページで、最新の申告書等であるかをご確認ください。

【現行KSK : OCR】

1文字枠フィールド（ドロップアウトカラー）で、文字位置が固定されています。

【KSK2 : AI-OCR】

フリーピッチ枠となります。また、ドロップアウトカラーは廃止します。

第一表（令和四年分以降用）

第一表（令和四年分以降用）

- AI-OCR様式は、書面の申告書等の様式です。e-Taxの申告には影響はありません。
※ e-Taxソフトやe-Taxソフト（WEB版）等では、非AI-OCR様式の申告書等のレイアウトが表示される場合があります。
- AI-OCR様式に変更した様式であっても、過年分は非AI-OCR様式のままの場合もあります。

1 - 2 申告書の税理士署名欄の移転

- 申告書の様式変更により、申告書第二表の「税理士署名欄」を第一表に移転します。
 - ※ 令和8年6月に、令和8年分の所得税申告書等の様式案を国税庁ホームページに公開する予定です。
 - ※ 令和8年分の所得税申告書等の様式の公開は、令和8年12月に行う予定です。
- 現行の様式との比較は、以下のとおりです。

【現行】 《現行の所得税申告書第二表》

○ 事業専従者に関する事項 (58)											
事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額						
			明大 昭平								
			明大 昭平								
○ 住民税・事業税に関する事項											
非上場株式の 少額配当等	非居住者 の特例	配当割額 控除額	株式等譲渡 所得割額控除額	給与、公的年金等以外の 所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県、市区町村 への寄附 (特別控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附			
円	円	円	円	円	円	円	円	円			
選給所得のある配偶者・親族の氏名											
			明大 昭平								
○ 非課税所得など											
非課税所得など	所得金額	損益通算の特例適用前の 不動産所得	前年中の 開始・廃止 日								
青色申告特別控除額											
上記の配偶者・親族・事業専従者 のうち別居の者の氏名・住所											
税理士署名・電話番号											

税理士署名欄は第二表に位置

【変更後】 《変更後の所得税申告書第一表イメージ》

社会保険料 ⑬	G51				青色申告特別控除額 ⑤⑨	G88						
小規模企業共済等掛金 ⑭	G52				選所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額 ⑥⑩	G89						
生命保険料 ⑮	G53				未納付の源泉徴収税額 ⑥⑪	G90						
地震保険料 ⑯	G54				本年分で差し引く繰越損失額 ⑥⑫	G91						
寡婦・ひとり親 ⑰・⑱	G55	0	0	0	平均課税対象金額 ⑥⑬	G92						
勤労学生・障害者 ⑲・⑳	G56	0	0	0	喪勤・臨時所得金額 ⑥⑭	G93						
配偶者(特別) ㉑・㉒	G57	0	0	0	申告期限までに納付する金額 ⑥⑮	G94	0	0				
扶養 ㉓	G58	0	0	0	延納届出額 ⑥⑯	G95	0	0				
特定親族(特別) ㉔・㉕	G108	0	0	0	延納届出額							
基礎控除 ㉖	G59	0	0	0	ゆうちょ 金融機関名	Z01		金融機関 区分				
⑬から⑳までの計 ㉗	G60				支店名	Z03		本 支 店 分				
雑損 ㉘	G61				預金種類	Z05						
医療費 ㉙	G62				口座番号	Z06						
寄附金 ㉚	G63				記号番号	Z08						
合計(㉗+㉘+㉙+㉚)	G64				郵便局名	Z07		郵便局				
					※窓口受取							
					公金受取口座登録の同意	G96		公金受取口座の利用				
								G97				
税理士署名		30条			通帳日付印 の年月日	F12		作成	E02	確認		
電話番号 (税理士)		33条 の2			区分	A	G99	E	E03	予備	G101	K22

税理士署名欄を第一表に移転

1 - 3 法人税申告書等の様式変更

- 法人税に係るAI-OCR様式の国税庁ホームページへの公開時期は、それぞれ以下を予定しております。
 - 申告書（注1）：令和8年8月
 - 申請・届出書（注2）：令和8年6月
- （注1） AI-OCR様式を公開する対象事業年度は、令和4年4月1日以後終了事業年度分以降となります。
- （注2） 令和8年度税改に対応したAI-OCR様式については、令和8年8月末の公開を予定しております。
- 法人税申告書別表一の現行の様式との比較は、以下のとおりです。

【現行】 法人税申告書別表一（OCR様式）

The current form (OCR style) is a complex grid-based form. It includes a header section for '青色申告' (Blue Tax Return) and '申告書' (Tax Return) with fields for year, month, and day. Below this is a large table with multiple columns and rows, each containing a small box for numerical input. The table is organized into sections for different types of income and expenses, such as '所得金額又は欠損金額' (Income or Loss Amount) and '法人税額' (Corporate Tax Amount). The layout is dense and difficult to read due to the small font and many overlapping boxes.

【変更後】 法人税申告書別表一（イメージ）

The proposed new form (image) is a more structured and readable version of the tax form. It features a clear header section with a QR code and a large, bold title. The main body of the form is organized into distinct sections with larger text and clear labels. The layout is much more open and easier to navigate than the current OCR-style form. It includes a table with columns for '令和' (Reiwa) and '令和' (Reiwa) and rows for various tax items, with larger input boxes and clearer headers for each section.

1 - 6 相続税・贈与税申告書等の様式変更

- 相続税・贈与税に係るAI-OCR様式（申告書、申請・届出書）は、それぞれ以下の時期に国税庁ホームページへ公開予定です。
 - 相続税 : 令和8年7月
 - 贈与税 : 令和8年12月
- なお、相続税・贈与税に係るAI-OCR様式のうち「相続税・贈与税の更正の請求書」など一部の様式については、令和8年8月頃に国税庁ホームページへ公開予定です。
個々の様式の詳細な公開時期については、国税庁ホームページで公開しています。
- 相続税・贈与税に係る様式は、最新の様式のみAI-OCR様式として公開します。
例えば、相続税申告書第1表であれば、令和8年度、令和7年度に様式を改定していないため、令和6年1月分以降用の様式をAI-OCR様式として公開し、それ以前の様式については、AI-OCR様式を公開しません。

例) 相続税申告書第1表

	令和8年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度
AI-OCR様式として公開 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 申告書第1表 令和6年1月以降用 </div>	様式改定なし	様式改定なし	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 申告書第1表 令和6年1月分以降用 </div>	AI-OCR様式は公開しない <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 申告書第1表 令和5年1月分以降用 </div>
			←	

1 - 7 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の様式変更

- これまで、税務署では、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（OCR様式）」を印刷し、税務署窓口へ備え付けるほか、年末調整関係書類に封入し発送していました。
- 今後は、AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うため、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（OCR様式）」の印刷を廃止します。また、レイアウトを変更します。
 - ※ 国税庁ホームページから納税者自身で印刷した様式を使用していただくことが可能になります。
- 現行の様式との比較は、以下のとおりです。

【現行】

《給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表》

令和〇〇年 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 (所得税法施行規則第5(8)、5(24)、5(35)、5(36)、6(1)及び6(2)関係)

提出用

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)

3 雑種、利息、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)

【変更後】

《給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表のイメージ》

令和〇〇年 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 (所得税法施行規則第5(8)、5(24)、5(35)、6(1)及び6(2)関係)

提出年月日 提出先税務署 事業種別

個人番号又は個人番号 個人番号 個人番号 個人番号

氏名又は名称 氏名又は名称

住所又は所在地 住所又は所在地

電話番号 電話番号

代表者氏名 代表者氏名

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)

3 雑種、利息、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)

1 - 8 申告書等の書面提出に当たって

- 納税者等から書面で提出された申告書等については、原則、スキャン（AI-OCR）処理によりデータ化を行うこととなります。
- 申告書等を書面にて提出（郵送）する際は、以下の点に、ご協力をお願いします。

《用紙について》

注意点	内容
用紙の種類	「普通紙」、「再生紙」等の表示で市販されているものを使用してください。
用紙のサイズ	原則として、A 4 版としてください。
用紙の状態	しわ、濡れ、変色、異物付着、めくれがないようにし、用紙は穴をあけたり、のりづけはしないでください。
複数枚に及ぶ場合	クリップ等で留めて提出してください。

《印刷について》

注意点	内容
白黒印刷	文字等の色は黒を使用してください。
裏面への印字等	用紙が薄く、裏面の記載内容が透過するような場合は、裏面への記載・印刷はお控えください。また、裏面の白紙には、メモの記載や書類の貼付は行わないでください。
印刷方法	にじみ、色の濃淡、裏写りが生じないように印刷してください。また、用紙をコピーして繰り返し使用すると、かすれやズレが生じ読み取りに影響するため、プリンタから直接印刷した用紙を使用してください。
印刷後の状態	文字や枠線にかすれや傾きがないかを確認してください。

《記載方法について》

注意点	内容
枠内への記載	記載事項を訂正する際も、可能な限り記載欄の枠内に収まるよう記載してください。
金額の記載	国税庁HPに掲載している記載要領等に基づき、数字のみ記載すべき項目には、「¥」、「円」は記載しないでください。

1 - 9 提出された申告書等への日時等の自動印字

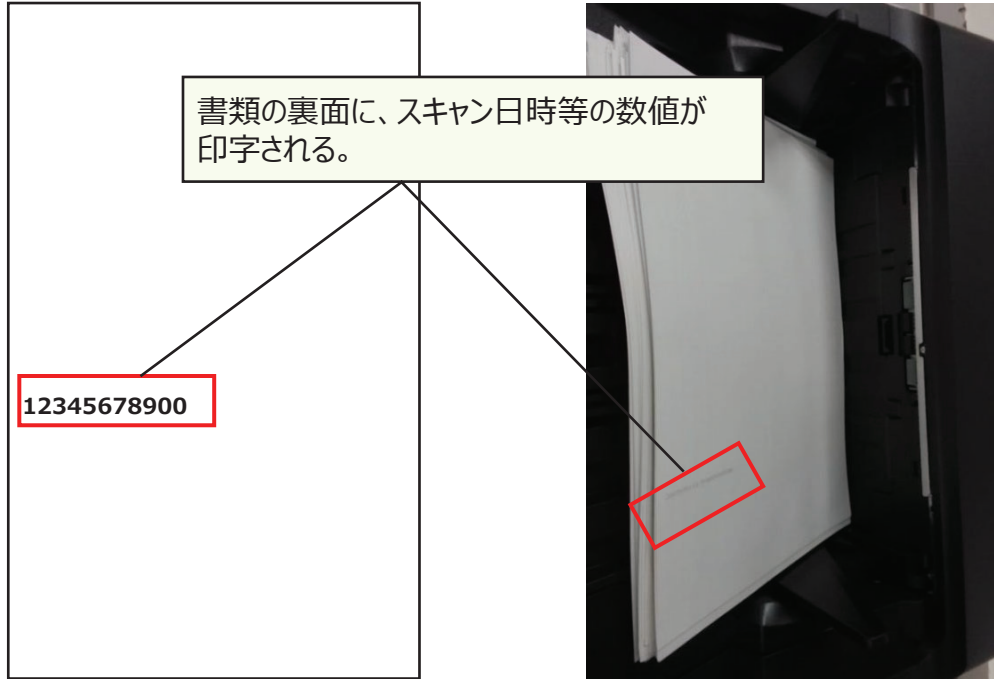
- 書面で提出された申告書等は、原則、スキャン（AI-OCR）処理によりデータ化します。
- スキャン処理の既未済管理のため、スキャン処理した申告書等には、スキャン日時等が自動的に印字（インプリント）されます。
- 提出者に返付する書類（延納・物納申請書に添付して提出される「担保関係書類」など）にも、スキャン日時等がインプリントされます。

【スキャン日時等のインプリントのイメージ】

《表面》
担保関係書類の例

支 題 部 (土地の課税)	課税 (課税)	不動産番号 000000000000	
地目番号 (地目)	課税特定 (課税)		
所 在 特別区南都町一丁目			
① 地 番 ② 地 目 ③ 地 積 m ²	用途及びその目的(登記の目的)		
101番 宅地 300.00	不詳 (平成20年10月14日)		
所 有 者 特別区南都町一丁目1番1号 早野 太郎			
権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第537号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 早野 太郎
2	所有権移転	平成20年10月27日 第718号	原簿 平成20年10月24日登記 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 出 藤 五 郎
権 利 部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	権利の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	質 押	平成20年11月12日 第807号	原簿 同日 第807号 設定 額 44,000万円 利率 年2.60%(年3.65日割計算) 返済金 年14.5%(年3.65日割計算) 担保者 特別区南都町一丁目5番5号 出 藤 五 郎 抵当権者 特別区南都町一丁目3番3号 株式会社 南都銀行 (取組の 南都支店) 契約副係 目録902340号
共 同 担 保 目 録			
担保及び番号	担保 2340号	課税 平成20年11月12日	
番 号	担保の目的である権利の条件	順位番号	予 備
1	特別区南都町一丁目 101番の土地	1	(課税)
2	特別区南都町一丁目 101番地 家賃番号 101番の建物	1	(課税)

《裏面》



2 通知等に記載される番号の変更

2 通知等に記載される番号の変更

- 税務署から納税者等へ送付する通知等には、その通知等を特定するための「番号」を記載しています。その「番号」として、KSK2への移行後は「お問い合わせ番号」（13桁）を使用します。
- 「お問い合わせ番号」は、納税者一人ひとりに付番されるものではなく、税務署から納税者等へ送付する文書ごとに付番されるものです。
- なお、納税者等は、税務署の担当者に、通知等に記載された「お問い合わせ番号」を伝えることで、その通知等についてのお問い合わせをスムーズに行えます。
※ 「お問い合わせ番号」は、税務署において発番し、通知等に印字します。

【例：予定納税額の通知書】

お問い合わせ番号

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を入力し、差し引いて計算してください。

年 月 日

____ 税務署長

年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）

●予定納税について
あなたの 年分の予定納税基準額及び予定納税額

予定納	第1期分	円
	第2期分	

3 納付書（一般用）・所得税徴収高計算書の様式変更

※ 最新の様式かどうかは、「整理番号」（8桁）が「お問い合わせ番号」（13桁）欄に変更されていることで、ご判断ください。

納付書・所得税徴収高計算書の様式変更①

- 納付書（複写式）のレイアウトを変更します。
- 現行の「整理番号」欄(8桁)は、「お問い合わせ番号」欄(13桁)に変わります。
- レイアウト変更後の納付書（複写式）の詳しい記載方法は、裏面の二次元コードから参照できます。
- ※ 当分の間、古いレイアウトの納付書も使用可能です。
- ※ 納付書（A4用紙）については、税務署で必要事項を印字した上でお渡ししますので、そのままご使用ください。

【現行】
《複写式・1片》

「整理番号」欄
(8桁)

The image shows the current layout of the tax payment slip (Form 1). The '整理番号' (整理番号) field, consisting of 8 digits, is highlighted with a red box. The form includes sections for '納付書' (Payment Slip) and '領収済通知書' (Receipt Confirmation Notice). It features fields for tax amount, tax category, and taxpayer information. The layout is compact and designed for a single sheet of paper.

【変更後】
《複写式・1片》

「お問い合わせ番号」欄
(13桁)

The image shows the new layout of the tax payment slip (Form 1). The 'お問い合わせ番号' (お問い合わせ番号) field, consisting of 13 digits, is highlighted with a red box. The form includes sections for '納付書' (Payment Slip) and '領収済通知書' (Receipt Confirmation Notice). It features fields for tax amount, tax category, and taxpayer information. The layout is more spacious and designed for a single sheet of paper.

(※) 複写式の2片・3片についても、1片と同様にレイアウト変更

納付書・所得税徴収高計算書の様式変更②

- 所得税徴収高計算書（複写式：日銀OCR用）のレイアウトを、以下のとおり変更します。
- 現行の「整理番号」欄(8桁)は、「お問い合わせ番号」欄(13桁)に変わります。
- レイアウト変更後の所得税徴収高計算書（複写式：日銀OCR用）の詳しい記載方法は、国税庁ホームページの「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」から参照できます。
※ 当分の間、古いレイアウトの所得税徴収高計算書も使用可能です。
- また、署の窓口で交付（又は、署から個別に郵送）する所得税徴収高計算書は、「複写式：日銀OCR用」から「A4用紙」へ変更します。

【現行】

《複写式：日銀OCR用・1片》

「整理番号」欄
(8桁)

The current form layout features a header with the title '国税徴収高計算書(納付書) 領収済通知書' and a registration number '32301'. A red box highlights the '整理番号' (整理番号) field, which is 8 digits long. The form contains several tables for recording tax amounts, including '納期等の区分' (納期等の区分) and '本税' (本税). A QR code is located in the bottom left corner.

【変更後】

《複写式：日銀OCR用・1片》

「お問い合わせ番号」欄
(13桁)

The new form layout features a header with the title '国税徴収高計算書(納付書) 領収済通知書' and a registration number '32699 11'. A red box highlights the 'お問い合わせ番号' (お問い合わせ番号) field, which is 13 digits long. The form contains several tables for recording tax amounts, including '納期等の区分' (納期等の区分) and '本税' (本税). A QR code is located in the bottom left corner.

4 提出年月日の表示

4 申告書等への提出年月日の表示

- 申告書等閲覧サービス、申告書等情報取得サービスや開示請求では、申告書等の提出年月日は、申告書等のヘッダーに印字されます。
※ 収受日付印の押なつは行いません。

【開示請求の際の申告書のイメージ】

The diagram illustrates the header of a declaration form. At the top, there is a header area containing two fields: '提出年月日 yyyy.mm.dd' (Submission Date) and '受付番号 9999999999999999' (Receipt Number). The '提出年月日' field is highlighted with a red box, and a red arrow points from this box to a separate callout box on the left. This callout box shows the date format in detail: '提出年月日' followed by 'yyyy.mm.dd' on the first line, and '年 月 日' on the second line. Below the header area is a large yellow rectangular area labeled '申告書イメージ' (Declaration Form Image).

5 漢字等の取扱い

5 漢字等（旧字体等）の取扱い

- 税務署から納税者等へ送付する文書や納税証明書等で使用する漢字・記号は、JIS（日本産業規格）の第1水準から第4水準まで（JIS X 0213で定義された文字）となります。
- このため、一部の漢字・記号について、字形が置き換わる場合や、手書きにより表示する場合があります。
- 主な事例は、次のとおりです。

漢字/記号	現行（例）	変更後
漢字	吉	吉
	岸	岸
	高	高
	岡	岡
	𠄎	(手書き)
	𠄎	(手書き)
記号	Ⓜ	(手書き)
	(印)	(手書き)

6 e-TaxのIPアドレスの仕様変更

6 e-TaxのIPアドレスの仕様変更

- e-TaxのIPアドレスを、固定IPアドレスから動的IPアドレス（※）へ変更します（現在、e-TaxのIPアドレスは公開していますが、KSK 2 への移行後は非公開となります。）。
- ※ 接続するたびにIPアドレスが変わります。
- e-Taxに接続する際、IPアドレスを指定して接続している方は、URLでの接続に変更するようお願いします。

Webページ	URL（※）	IPアドレス	
		現状	KSK2への移行後
認証	login.e-tax.nta.go.jp	固定のIPアドレスを <u>公開</u>	<u>非公開</u>
マイページ	mypage.e-tax.nta.go.jp		
受付システム	uketsuke.e-tax.nta.go.jp		
e-Taxソフト(WEB版)	clientweb.e-tax.nta.go.jp		
開始届出書作成・提出コーナー	kaishi.e-tax.nta.go.jp		
QRコード付証明書等作成システム	cps.e-tax.nta.go.jp		

※ 各WebページのURLの変更はありません。

7 処分通知等の電子交付の対象拡大

7-1 処分通知等の電子交付の対象拡大

- 令和8年9月24日より、税務署長等が行う処分通知等の電子交付対象が拡大されます。
- 電子交付への同意方法が、「申請等の都度の同意」から「事前の一括同意」に変わります。
※ ただし、「国税還付金振込通知書」の電子交付については、従来どおり申告・申請等ごとの同意が必要です。
- 電子交付を希望される方は、従来から電子交付を利用されていた方を含め、e-Tax上で令和8年9月24日以後に電子交付への一括同意をお願いします。
※ 電子交付対象の一覧や一括同意の詳細等は、順次e-Taxホームページで公表予定です。

事前の一括同意 (R8.9.24~)

電子交付



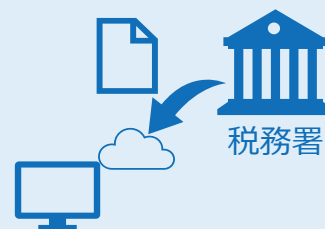
e-Taxにログイン
又は
e-Tax利用開始届出 (※)

※ ベンダーソフトでは利用不可



通知書等の受領方法画面で
「電子 (e-Tax)」を選択
(一括同意)

メールアドレスの登録と
ワンタイム認証が必要です。



e-Taxのメッセージ
ボックスに通知書等を格納

見落とし防止のため、
通知書等が格納された旨の
メールが届きます。

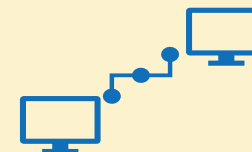


e-Taxにログインし、
通知書等を確認

※ 法人については、GbizIDを活用することで、税目等で通知書等の閲覧制限が可能となるよう検討しています (R9.9リリース予定)。

- ◆ 従来から電子交付対象である「住宅ローン控除証明書」、「予定納税額等通知書」などに加え、
 - ・ 更正又は決定通知書
 - ・ 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書 (いわゆる是認通知)
 など約1,000通知が電子交付対象となります。

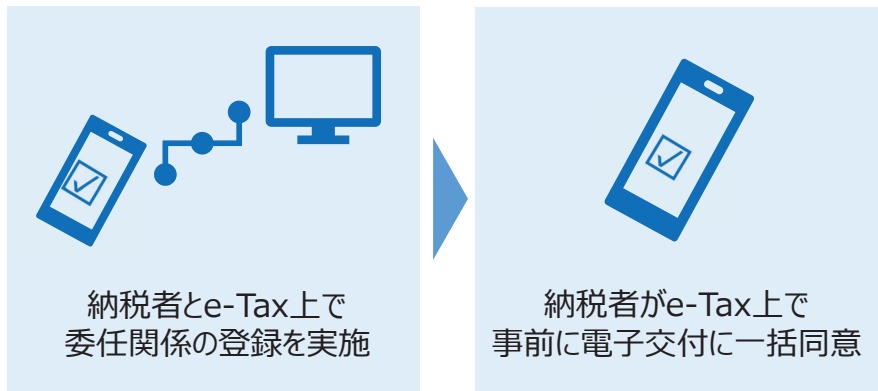
- ◆ 税理士とe-Tax上で委任関係の登録を行うことで、電子交付された通知書等をe-Tax上で税理士に共有できます。



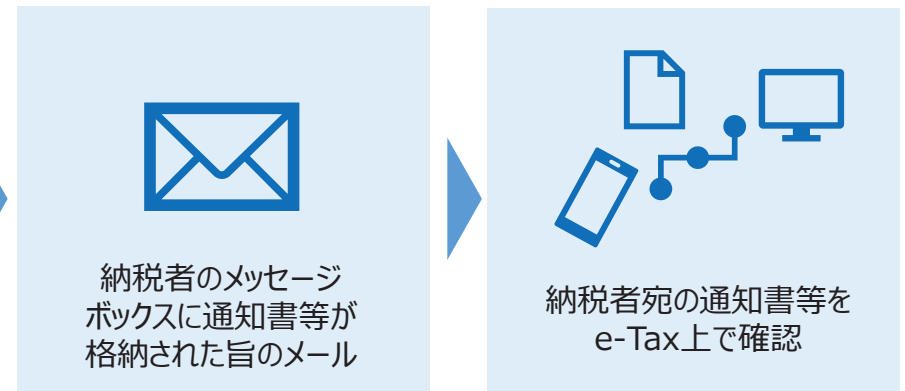
7-2 電子交付のメリット（税理士の方）

- 電子交付と関与先納税者のマイページ情報を参照する機能（以下「税理士マイページ」という。）で、納税者宛の通知書等をより確認しやすくなります。

委任関係の登録



電子交付



AS IS（書面交付or従来の税理士マイページ）

- 従来の税理士マイページは通知書等の閲覧不可
- 納税者が通知書等を確認し、税理士へ電話やメール等で共有する必要
- 納税者にいつ通知書等が交付されたのか税理士側は把握できない

TO BE（電子交付）

- 税理士マイページにより、納税者宛の通知書等をe-Tax上で閲覧できます！
- 納税者のメッセージボックスに通知書等が格納された旨のメールが、サブメールアドレスにも届きます！

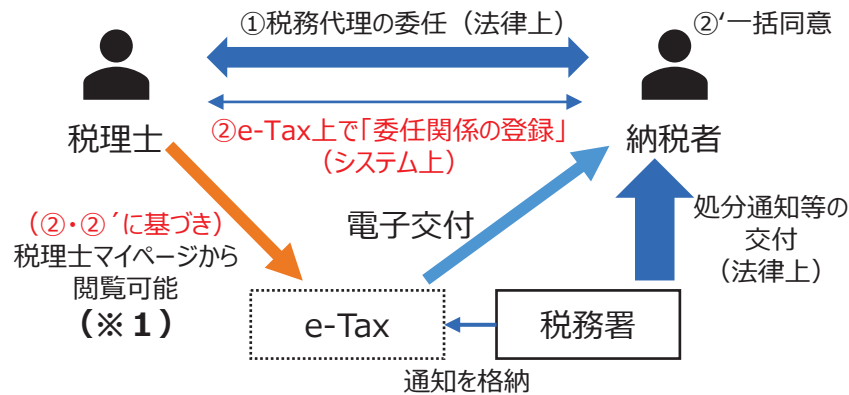
7-3 税理士マイページについて

- e-Tax上で納税者と「委任関係の登録」を行った税理士の方については、納税者宛に電子交付された処分通知等を含め、納税者のマイページ情報を参照できるようになります（税理士による代理受領とは異なり、納税者に電子交付された処分通知等のすべてを「閲覧」※できます）。

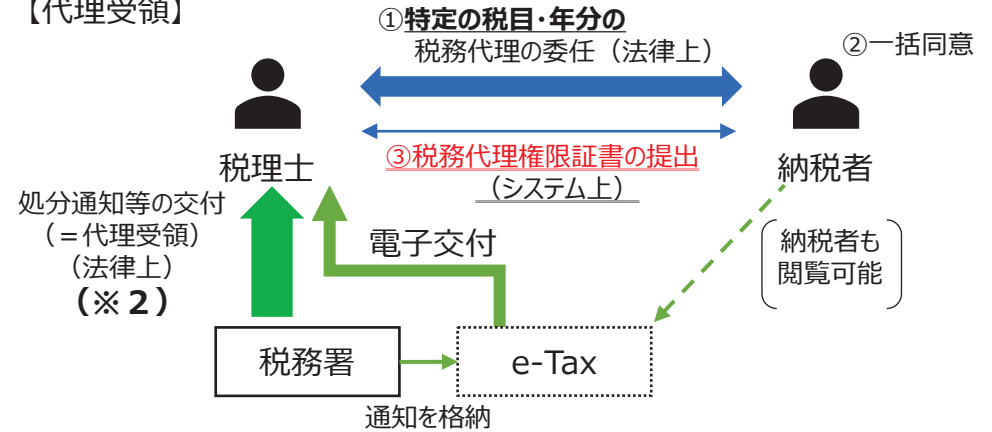
※ 代理受領は、「納税者本人に代わって受領」できるものであり、税理士マイページは、委任関係を根拠に「閲覧」が可能となるものです。

※ 関与を解消される場合は、関与先納税者のマイページから税理士の方のメールアドレスを消去した後に、「委任関係の解除」をお願いします。操作方法の詳細は、e-Taxホームページ（「委任関係の登録方法」）をご参照ください。

【税理士マイページ】



【代理受領】



相違点	税理士マイページ	税理士による電子通知の代理受領
性質	納税者から関与税理士への 情報共有	関与税理士による処分通知等の 代理受領
処分通知等の交付先	納税者	関与税理士（代理受領）※納税者もe-Tax上で閲覧可能
税理士が閲覧可能な通知	納税者に電子交付された処分通知等 すべて （上図の※1）	特定の通知のうち、あらかじめ税務代理権限証書で指定した税目・年分等に係る通知（上図の※2）
処分通知等を格納した旨のお知らせメール	納税者に送信 ※サブメールアドレスに関与税理士のメールアドレスを登録された場合は、当該税理士にも届きます	関与税理士に送信 加算税賦課決定通知、予定納税額の通知、納税証明書など6通知が対象

8 e-Taxのメンテナンス

8 e-Taxのメンテナンス

- KSK2への移行に当たっては、現行システムからKSK2へデータを移行するなどの作業が必要となります。
- このため、次の期間においてはe-Taxのメンテナンス時間とする予定です。
 - ・ **令和8年9月19日（土） 0時～令和8年9月24日（木） 8時30分**
 - ・ **令和8年9月26日（土） 0時～24時**

※ メンテナンス中は、e-Taxにログインすることができません（メッセージボックス（受信通知など）の確認もできません。）。

※ 9月9日（水）から9月18日（金）までの間に送信された「電子申告開始（変更等）届出書」についての「税務代理利用可能の通知」は、9月24日（木）以降に格納されます。初めて、代理送信を予定している方（新規に税理士登録された方など）は、申告期限等をご確認の上、余裕をもってお手続きいただきますようお願いいたします。

【利用可能時間 ◎ 0:00～24:00 ○ 8:30～24:00 × 終日メンテナンス】

令和8年（2026年）9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1 ◎	2 ◎	3 ◎	4 ◎	5 ◎
6 ○	7 ○	8 ◎	9 ◎	10 ◎	11 ◎	12 ◎
13 ○	14 ○	15 ◎	16 ◎	17 ◎	18 ◎	19 ×
20 ×	21 ×	22 ×	23 ×	24 ○	25 ◎	26 ×
27 ◎	28 ○	29 ◎	30 ◎			

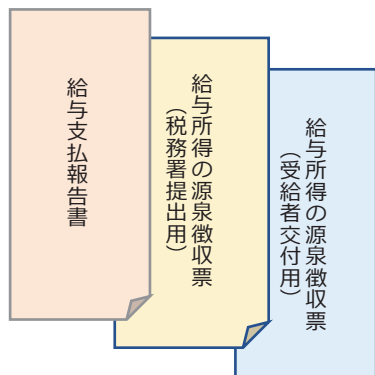
9 源泉徴収票の複写様式の印刷の廃止

9 源泉徴収票の複写様式の印刷の廃止

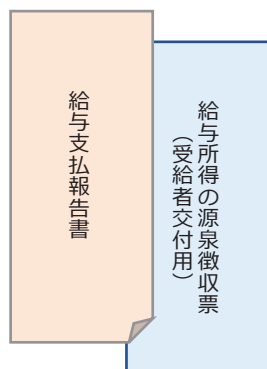
- 現在、給与の支払者は、以下の様式を作成し提出・交付する必要があります。
 - ① 給与支払報告書（市区町村提出用）
 - ② 給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）
 - ③ 給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）
- 今後は、AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うほか、源泉徴収票のみなし提出の特例が開始するため、給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）が含まれる3枚複写の様式の印刷を廃止します。
※ 令和9年1月1日以後、市区町村に給与支払報告書を提出した場合には、税務署に源泉徴収票を提出したものとみなされるため、源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります。
- 給与支払報告書と源泉徴収票（受給者交付用）を同時に作成することができる入力用PDFを国税庁ホームページに掲載します。

【現行】

【3枚複写】

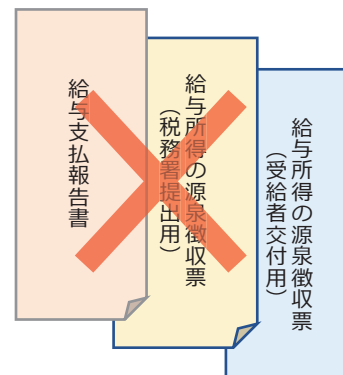


【2枚複写】

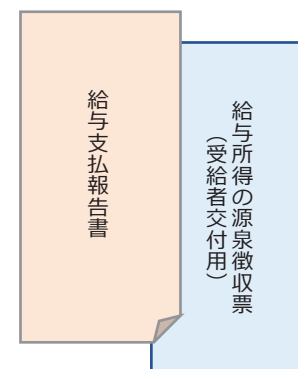


【変更後】

【3枚複写】



【2枚複写】



※印刷の有無は国税局ごとに異なります。